| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | |
| 第２条第１項第54号の４に掲げる無線設備 | ＵＳ | |
| 第２条第１項第54号の５に掲げる無線設備 | ＬＲ | |
| 第２条第１項第54号の６に掲げる無線設備 | ＭＲ | |
| ［略］ | ［略］ | |

［５　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

| | | |
|---|---|---|
| ［同左］ | | ［同左］ |
| 第２条第１項第54号の４に掲げる無線設備 | | ＵＳ |
| ［同左］ | | ［同左］ |

［５　同左］

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第三条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の十二、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に受けている第三条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4　この省令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

**○総務省令第七十九号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十七日

総務大臣　高市　早苗

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第二号第２**　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）<br>［様式　略］<br>［注１～20　略］<br>21　21の欄は、次によること。<br>［(1)～(13)　略］ | **別表第二号第２**　［同左］<br>［様式　同左］<br>［注１～20　同左］<br>21　［同左］<br>［(1)～(13)　同左］ |